

## 非農産品市場アクセス交渉に関する日本提案

我が国は、7月19日に合意された会合計画パラ2．に基づき、モダリティ提案を提出する。なお、我が国は8月5日付にて貢献文書を提出しているが（TN/M A/W/5）、本提案は貢献文書に取って代わるものであり、また、加盟国の便宜のために主要な追加修正部分に関してはアンダーラインを付してある。

### （総論 / Background）

累次のラウンドを通じて、非農産品の関税率は大幅に引き下げられ、市場アクセスは改善され、貿易の予見可能性、信頼性が向上している。ウルグアイラウンドにおいては、多くの国が譲許税率を約3割削減する中、日本は譲許税率を約6割近くも削減して、市場アクセスの自由化に取り組み、現在WTO加盟国の中でも最も関税の低い国のひとつとなっている。しかしながら、WTO加盟国全体としてみるとさらなる改善の余地は大きいことから、我が国は、他のWTO加盟国と共にドーハ閣僚宣言に基いて本交渉に積極的に取り組んでいくこととしている。

国際貿易は、ドーハ閣僚宣言にもあるとおり、経済開発の促進と貧困の削減のために大きな役割を果たすことができるものであり、この関連において、市場アクセスの改善は重要な役割を有するものである。

非農産品市場アクセス交渉を通じて市場アクセスを改善することは、WTO全加盟国に裨益するものであるが、特に開発途上国、とりわけ後発開発途上国が貿易の拡大による世界経済の成長の中で、その開発ニーズに応じた利益を享受することができるということは、世銀スタディも仮に約33%の関税引き下げが行われた場合、その経済効果の約95%は途上国にもたらされるとしているなど、過去の様々なスタディにおいて示唆されてきたところである。WTO加盟国は、多角的貿易体制の更なる安定を図り、すべてのWTO加盟国が利益を享受できるよう、本交渉を推進すべきである。

8月5日付日本の貢献文書でも、こうした問題意識を述べるとともに、モダリティ合意に向けての議論が必要な論点を提示したところであるが、ここに、それらを中心とした現段階での日本の提案を行う。我が国としては交渉を巡る諸情勢の推移に応じて、更なる提案を行うことを留保するとともに、更なる貢献を積極的に行っていく用意がある。

### （各論 / Proposal）

モダリティは全体のバランスが重要であり、ドーハ閣僚宣言を踏まえ、交渉対象品目はあらかじめ例外を設けず、包括的な交渉とすることが必要不可欠である。但し、各個別品目を取り巻く状況にも配慮しながら交渉を進めることは当然である。

## 1. 譲許率の向上

貿易の予見可能性と信頼性を確保するために譲許率の向上は重要である。WTO加盟国は可能な限り多くの品目（タリフライン）を譲許して、譲許率の向上を図るとともに、譲許の質的向上を図るべきである。

## 2. 目標貿易加重平均関税率フォーミュラによる関税引き下げ

ウルグアイラウンド後の各国の関税率が拡散している状況に鑑みると、発展段階を考慮し、相互主義の軽減を図りつつ、譲許税率（貿易加重平均）の水準に応じた一定の貿易加重平均関税率の水準につき目標値を定めて関税の引き下げを図って、各国の関税水準を平準化させていくことが、貿易の適切な自由化を行っていくために不可欠である。貿易加重平均関税率について、発展段階を考慮しつつ、一定のフォーミュラで各国毎の目標値を設定し、各国の貿易加重平均関税率をその目標値まで引き下げることを提案する。目標貿易加重平均関税率の実現に向けては、WTO加盟各国に、その内容についての柔軟性を認めることになるが、3に掲げる分野におけるゼロゼロ、ハーモによって、タリフピーク、タリフエスカレーションの是正を図るべきと考える。具体的提案は以下のとおりである。

### (1) LDC 諸国を除くWTOメンバー

$$t^t = t_0 * A / (t_0 + A) +$$

$t_0$	10%	のとき	$A = 10$
$10\% < t_0$	20%	のとき	$A = 20$
$20\% < t_0$	30%	のとき	$A = 30$
$30\% < t_0$		のとき	$A = 40$

$$= 0.3$$

$t^t$  : 目標貿易加重平均関税率

$t_0$  : 譲許税率（貿易加重平均）

### \* 貿易加重平均関税率の算定方法

関税率には、譲許税率を用いる。

輸入金額データに関しては、なるべく直近のデータを用いることが望ましいが、一方で途上国の技術的制約にも配慮する必要がある。2001年の輸入金額データをWTOに通報済の国が少数にとどまっている一方、2000年の輸入金額データについては比較的多くの国が通報していることから、2000年の輸入金額データを基準輸入金額として使用することを提案する。

従価税以外の形態の関税については、2000年の輸入実績を基準に従価換算を行う。

対象品目は、農産品を除く全ての品目とする。

## (2) LDC 諸国

目標貿易加重平均関税率による引き下げは求めず、可能な限り多くの品目の譲許を目指した譲許率の向上

### 3. ゼロゼロ/ハーモナイゼーション

ウルグアイラウンドにおけるゼロゼロ/ハーモナイゼーション(以下、ハーモ)は一定の成果を挙げていることから、本ラウンドにおいても、以下を推進することが望ましい。この際、前ラウンドの結果、各国の関税体系が著しく偏っていることを踏まえ、2. 目標貿易加重平均関税率に沿った関税の引き下げの交渉とは別のフレームワークとして、以下に掲げる特定の分野について、原則として全加盟国が参加するゼロゼロ/ハーモによる分野別アプローチを推進すべきである。なお、その引き下げ努力を適切に評価する観点から、各国の選択により、ゼロゼロ/ハーモ水準までの引き下げを貿易加重平均関税率の算定にあたって算入することができることとする。

1) 以下の複数国間での既存の合意については、参加国、対象品目の拡大等が重要な課題であり、全加盟国による参加を求めるとともに、可能な限り対象品目の拡大を推進する。

- 情報技術機器の貿易拡大に資するための I T A への全加盟国の参加及び対象の家電、光ファイバー等への拡大

- 化学品の関税率の平準化による透明性を高めるための化学ハーモへの全加盟国の参加、可能な限り対象拡大

2) また、可能な限り多くの国が参加し、意味あるものとなることを前提に以下の物品についても交渉すべき。

- ウルグアイラウンドで十分検討し尽くされずに積み残しとなっている品目等次の品目についてのゼロゼロ/ハーモ：家電、自転車、ゴム及びその製品、ガラス及びその製品、陶磁器、カメラ、時計、玩具、電子部品、チタン及びその製品、自動車、繊維及び繊維製品、工作機械、建設機械、ベアリング、一部鉄鋼製品、紙、

- 特に繊維・繊維製品分野については、途上国の輸出関心品目も多く含まれることから、全ての国が参加し、関税・非関税障壁削減を実質的に促進するための繊維ハーモを推進すべき。(Annex I)

- また、自動車のようにグローバル化している産業については、国境を越えた資本関係を持つ企業グループが国境にとらわれない生産・供給活動を行っている実態を踏まえ、少なくとも当該産業が成熟している貿易メンバー間では、ゼロゼロを実施すべき。

なお、今般提案しているゼロゼロ/ハーモ対象物品については、その H S 番号も含め詳細は今後議論されるものである。

#### 4．交渉のベース

交渉のベースは、HS 2002を活用し譲許税率を基本とする。他方、譲許税率と実行税率との著しい乖離を是正していくことも重要であり、意味ある市場アクセス改善の観点から各国の実行税率の現状にも留意する必要がある。

IDB・CTSといったデータベースを整備することは加盟国が144か国に拡大した今回の関税交渉の進展に大いに寄与するところ、事務局が各国の関税率・貿易動向に係るIDB・CTSのデータ提出・整備に関して、各国宛にレターを発出したことを踏まえ、データ未提出国の早期対応を求めるとともに、そのための所要のキャパシティ・ビルディングを慫慂する。

なお、関税引き下げに向けた努力における自主的自由化のクレジットについては、評価方法が難しく恣意的になりがちであり、慎重な対応が必要である。

#### 5．譲許表

過度に複雑な譲許表は貿易阻害要因にもなると考えられることから、譲許表を適切な場合に簡素化（例えば、譲許税率が同じ国内細分を支障の無い範囲で統合）することの検討も市場アクセス改善に必要である。

#### 6．実施期間・ステージング

実施期間・ステージングは、更なる関税引き下げを行うに当たっての激変緩和措置として有効に設定すべきであり、2005年1月の合意期限を踏まえて、その後の関税引き下げの実施期間は前ラウンドの例にならって原則5年とし、その間均等に関税を引き下げるべきである。また、途上国については、特別かつ異なる待遇（S&D）のコアになるものである。途上国間の平均より高い削減率を実施していく途上国については、更に長い実施期間を検討すべきである。また、ゼロゼロ／ハーモへの途上国参加を奨励する観点から、ゼロゼロ／ハーモ品目については、ゼロゼロ／ハーモ参加国間の合意により、ゼロゼロ／ハーモ達成期間について、特別かつ異なる待遇の方法を定めることを可能とすべきである。

#### 7．非関税障壁

意味ある市場アクセス改善という観点から非関税障壁への対応は重要である。議長・事務局からの提案に従い、各国が今後、関心のある個別分野を表明することとなっているが、既存のWTO協定等の変更等に係ることは基本的には関連の交渉グループ又は委員会で議論がなされるべきである。非関税障壁の議論においては、輸入国側の国境措置のみならず、輸出国側の国境措置も貿易歪曲的效果があるものは然るべき形で取り上げる必要がある、例えば、輸出税、輸出規制についても本交渉の対象である。

関税交渉との対比でそれら非関税障壁交渉を非農産品市場アクセス交渉全体のバランスの中でどう評価していくかが課題である。

## 8．特別かつ異なる待遇（S & D）

上記2．に掲げる目標貿易加重平均関税率のフォーミュラで配慮を行うとともに、実施期間・ステージングでの配慮を検討すべきである。また、授權条項に基づくGSPについては、特惠供与国の自らのイニシアティブとして、各品目の競争力に応じた改善と、後発開発途上国産品に対する市場アクセス改善を検討すべきである。

## 9．キャパシティ・ビルディング

本非農産品市場アクセス交渉の成功のためには、後発開発途上国が効果的に交渉に参加することが不可欠であり、適切なキャパシティ・ビルディングを行っていく必要がある。この意味で、5月末に開催された事務局主催の関税セミナーは有益であり、事務局の努力を多としたい。必要があれば、途上国に対し市場アクセスの改善が経済発展にもたらす効果等を説明するような途上国が交渉に積極的に参加するためのインセンティブを与えるような内容のセミナーを今後開催することを事務局に求めたい。

## 10．環境物品の市場アクセスを含む環境保護及び持続可能な開発

ドーハ閣僚宣言（パラ6）にあるとおり、環境保護と持続可能な開発の促進の観点に留意し、議論を進める必要がある。このような観点から、我が国としては、同閣僚宣言（パラ31）に基づく環境関連の物品の市場アクセス拡大については、対象とすべき環境物品の考え方及びリストを AnnexII のとおり提案する。当然のことながら、本リストに基づく譲許は、交渉結果全体の中で評価されるべきである。また、同様の見地から、地球規模の環境問題及び有限天然資源の持続的利用の観点を踏まえて対応すべき品目については、その市場アクセスを検討する際に特別の配慮が必要である。この点については、本提案の付属文書として、今後更なる提案を行う。

## 繊維貿易の促進のための繊維・繊維製品(衣料含む)に関する ハーモナイゼーション提案

### 【趣旨】

繊維貿易は、関係国が先進国から途上国まで跨る幅広い産業であり、国際分業も広く進んでおり、そのマーケットアクセスの改善を図ることは、世界貿易の促進、引いては、世界経済の活性化に資するところであると考えられる。

繊維貿易はグローバルに拡大しており、2000年では、世界全体の繊維貿易額が約3,700億ドルに至っている。また、2005年1月1日以降、繊維及び繊維製品に関する協定がGATTに統合され、欧米による同協定に基づく数量規制が廃止されることを踏まえると、今後繊維貿易のグローバルな拡大がますます期待されることである。

他方、繊維・繊維製品に関するマーケット・アクセスについては、我が国は前回ラウンドでも大幅な引き下げを図り十分な努力を行い、現在我が国の国内市場の7割弱を輸入品が占めており、世界の主要国の中でも最も自由なマーケットの1つとなっているが、世界全体で見れば、各国の関税のバランスが著しく偏在しており、グローバルな貿易の促進を妨げる重大な要因となっている。

こうした繊維貿易に関する重要性に鑑み、グローバルな繊維貿易の促進の観点から、繊維貿易に関する関税及び非関税障壁交渉の実質的かつバランスのとれた促進を図っていくことが必要不可欠である。

1. このため、以下の2点をパッケージとしたモダリティにより交渉を進めていくことが必要不可欠である。

繊維分野については、分野別アプローチとし、各国まちまちの関税率を、最終的にすべての先進国・途上国とも品目毎に一定の水準以下とするハーモナイゼーションを行うこととすべきである。

ウルグアイ・ラウンドにおいては、繊維分野での取り組みの程度が各国に委ねられた結果、必ずしも十分に関税削減が進まなかった経緯に鑑み、繊維分野については、フォーミュラの一律適用を受けない繊維分野固有の別のフレームワークとして、上記のハーモナイゼーションをその関税交渉方式とすべきである。

2. 上記交渉にあたっては、以下の点についての留意が必要である。

ドーハ閣僚宣言による例外なき交渉化の趣旨を踏まえつつ、繊維貿易に係る実質的かつバランスのとれたマーケットアクセスの改善を図るため、すべての先進国・途上国が参加することが必要不可欠であるが、S & Dの趣旨を踏まえ、途上国については期間、ステージングの長短による配慮が検討されるべきである。

繊維貿易に係る広範な問題に鑑み、関税交渉のみならず、原産地表示問題、積替問題、知的財産権侵害を含む非関税障壁等の問題についても取り扱い、他の今次ラウンド交渉グループやWTO協定関連委員会の対象範囲との関係に十分留意して重複を避けつつ、広範な合意の形成を目指すべきである。

繊維ハーモの内容の策定にあたっては、品目のセンシティブリティに配慮しつつも、ハーモ対象としての例外は原則設けず、特に各国はタリフ・ピークの是正を積極的に図っていくべきであり、バランスある、かつ、公正なマーケットアクセスの実質的な改善に努めるべきである。

## 環境物品に関する市場アクセス拡大に向けての日本提案

### 1．基本的考え方

環境物品の考え方・対象範囲については、OECDの貿易と環境に関する作業部会において、2000年に作成された環境物品に関する研究成果に、Pollution Management、Cleaner/Resource efficient Technology and Products、Resources Management、地球温暖化防止やリサイクル等の近年の環境を巡る考え方が整理されており、本交渉においても大いに参考とすべきである。

この考え方・対象範囲に沿って、環境物品として、その市場アクセスの拡大を目指すべきと考える品目のリストを提案するものである。

本提案が、非農産品市場アクセス交渉グループ及び貿易と環境委員会における議論の今後の具体的な進展を図るための一助となることを期待するとともに、我が国としても下記を含め、交渉を巡る諸情勢の推移に応じて更なる提案を行うことを留保する。

なお、環境に優しい製造プロセスを経た品目をも環境物品に含めるべきとの議論、物品の最終用途別で判断すべきとのエンドユースの議論については、対象とすべき物の標準の策定、税関での具体的確認システムとそれに伴う行政コスト、同種産品との差別化の是非などといった懸念があり、まず、これらの問題の解決に向け十分な議論をつくすことが必要であると考えます。

### 2．品目リスト

別添（なお、同リストの品名は法的記述ではなく、議論の参考の為に便宜的に付したものであり、更に精査したものを追って提出する。）

### 3．措置の内容

対象品目の関税及び非関税障壁の削減、又は適切な場合の撤廃。特に別添の品目リストについては関税の撤廃。

### 4．環境物品の関税及び非関税障壁の削減、又は適切な場合の撤廃と交渉全体での関税引き下げとの関係

環境物品の関税引き下げ又は適当な場合には撤廃に向けた取り組みは、非農産品市場アクセス交渉の関税引き下げ努力と不可分一体のものとして扱われるべき。



